

報告第 23 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	令和5年12月4日	足立区内在住者	令和3年10月に区立中学校における体育の授業中に発生した歯牙欠損事故に関する損害賠償請求について、弁護士に委任して交渉した結果、相手方との和解に至った。	足立区は相手方に対し、609,277円の和解金を、和解成立後1か月以内に支払う。相手方が和解成立後10年以内に行う歯及び唇に関する手術費用については、当事者間で別途協議する。
2	令和5年12月11日	足立区内在住者	平成28年4月に区立小学校で発生した児童間トラブルによる児童死亡事故に係る損害賠償請求訴訟について、裁判所が示した和解案に合意し、相手方との和解に至った。	足立区は相手方に対し、本件事件の和解金として、3,000,000円を支払う。足立区は、安全であるべき学校内における負傷で被害児童が亡くなるという痛ましい事件が起こったこと責任を真摯に受け止め、心より哀悼の意を表し、謝罪する。